

理事	荒 木 勝 光	玉名郡横島町大字共栄 63
"	田 口 征 憲	玉名郡横島町大字共栄 96
"	上 村 浩 春	玉名郡横島町大字共栄 372
"	山 本 稔	玉名郡横島町大字共栄 383
"	薄 田 一 敏	玉名郡横島町大字共栄 404
"	永 田 豊	玉名市大浜町 672
"	立 野 好 規	玉名市大浜町 4062 番地の 2
"	中 山 健 生	玉名郡横島町大字横島 1543
"	木 下 和 之	玉名郡横島町大字横島 2846 番地の 1
"	前 本 正 信	玉名郡横島町大字横島 10295 番地の 2
監事	村 田 秀 徳	玉名市大浜町 5352
"	森 川 和 博	玉名郡横島町大字横島 7107

熊本県公告第 339 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 4 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字中尾上 2947 番、同 2948 番、同 2949 番 1
2,192.16 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区三筑一丁目 5 番 8 号
株式会社ウエスト

熊本県公告第 340 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 4 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字小池 1496 番 3
497.16 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字小池 1496 番地
藤森 和利

熊本県公告第 341 号

次の徴税吏員証及び検税吏員証は、紛失の届出があったので無効とする。

平成 17 年 4 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 7750076 号 平成 11 年 4 月 1 日交付
熊本県事務吏員 小山 法子

登載依頼

有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 4 月 22 日

有明海自動車航送船組合
管理者 長崎県知事 金 子 原二郎

有明海自動車航送船組合規則第 1 号

有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則
有明海自動車航送船組合組織規則（昭和 33 年有明海自動車航送船組合規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 を削る。

第 6 条第 2 項中「別表第 2」を「別表第 1」に改める。

第 9 条第 3 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

第13条第1項中「係に」を「課に」に改める。
 第15条中「別表第3」を「別表第2」に改める。
 別表第1を削り、別表第2予約センターの項中「熊本県玉名郡長洲町長洲」を「事業部内」に改め、同表を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成17年4月22日

有明海自動車航送船組合
 管理者 長崎県知事 金子 原二郎

有明海自動車航送船組合規則第2号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

有明海自動車航送船組合の管理者	有明海自動車航送船組合に勤務する職員
-----------------	--------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成17年4月4日熊本県公告第241号（土地改良区役員の氏名変更）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5		松 永 孝 補	松 永 孝 輔

